

東京北法律九条の会・第50回記念企画



ご存知ですか？国際NGO「国境なき記者団」発表の「報道の自由度ランキング」で日本は72位に後退

北法律九条の会は、2005年1月に設立して以来、次回で第50回記念を迎えます。

鳥生弁護士が、直接文化人9人の設立した「九条の会」本部から要請され、以来今日まで10年の期間で、50回を数え、講演会・映画会・横須賀基地視察などを開催して今日に至りました。この間、北法律九条の会の存在は、北区内はもとより東京都全区、さいたま、神奈川など近県からも参加者が広がり、憲法とこれに関する政治の問題点の解明に、また主権者が行うデモ・集会などの大切さとその企画の増加に、役立っています。

これは、皆様方とともに、北法律九条の会が、憲法のめざす日本の平和と民主主義の発展、そして人権擁護を固く守り続けた結果であると考えます。その意味で、次回参加される方々と共に、喜びたいと願っています。

第50回企画 2016年6月3日(金)午後6時から

《参加費無料》

場所・北法ビル3階会議室

(1) 午後6時～7時30分

講演「報道の自由が失われれば、国民の知る権利はどうなるか」

講師・フリージャーナリスト 齋藤貴男さん



(2) 午後7時30分～8時30分

意見交換（10年・50回の活動の感想なども）

憲法九条は解釈改憲で傷を受けましたが、なお明文として生き続けている中で、今日、その根幹を危うくする「報道の自由」が、日本では大きく損なわれている事実が、国際的に明らかになっています。

日本の報道の自由は、NGO発表のランキングでは、2010年が世界で11位であったものが、今年72位に後退しています。また、国連の特別報告者・米カリフォルニア大学教授も、これを調査するため来日した中で、「日本の報道の独立性は重大な脅威に直面している」「特定秘密保護法はメディア報道を萎縮させる効果を生んでいる」と述べ、日本政府にメディアの独自性を保障するよう強く要請しています。

そう言われると、皆さんにも思い当たることが多々あると思います。それは、日本の新聞社は度重ねて、しかも、そろって首相と食事会を持っているのは、なぜか。また、最近テレビ局に対して「中立・公正を保て」としばしば申し入れを繰り返しており、この結果、NHKをはじめその他の局もニュース解説担当者が次々と降板し、果ては高市総務大臣が、放送法4条1項の違反を繰り返した場合、放送局の電波停止を命じる可能性を明言するまでに至っています。これは見逃してはならない重大なことです。

そこで、今回の企画では、フリージャーナリストとして活躍されている齋藤貴男さんをお招きして、この「なぜ」を解明していただきます。齋藤さんは、NHKの討論会に出席されて、論陣を張られてきたことがあり、ジャーナリストとして、現にこのことをいち早く新聞に連載されて、国民に伝える活動をされています。たくさんの方のご参加をお待ちしています。

出席回答欄

参加をご希望の方は、出席する企画に○印をして、この用紙**5月末日**までに、参加の旨をFAXして下さい（03-3907-2183）。

どちらか○印

① 新規

② 届出済み

御氏名 _____ (外 名) FAX番号 _____

東京北法律事務所・九条の会

東京都北区王子本町1丁目18番1号 北法ビル TEL 03-3907-2105 FAX 03-3907-2183